

(参考) 収支報告関係の罰則

法は、政治団体に一定の届出義務を課し、その会計処理に一定の定めを設け、収支に関する報告を求め、政治資金の授受に関する一定の制限を課していますが、その履行を担保するために、罰則を設けています。ここでは、会計処理、収支報告に関する罰則をまとめています。

1. 会計処理、収支報告等に関する罰則

法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違反の内容	罰則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金
会計帳簿の備付け違反、不記載、虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金
明細書の不提出、不記載、虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金
領収書等の不徴収、不送付、虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金
会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、 振込明細書、支出目的書の 保存義務違反、これらへの虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金
収支報告書、添付文書、政治資金監査報告書の 不提出(※1、※2)	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金
収支報告書、添付文書の不記載、虚偽記載 (※1、※2)	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	30万円以下の罰金

※1については重過失の場合も含まれます。

※2については、代表者が会計責任者の選任、監督について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処せられます。

2. 公民権停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査等に係るもの以外）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。

① 禁錮刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間

② 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

③ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。